



予期せぬ高額修理に備えて

延長保証サービスのご案内

本サービスにご加入いただくと
無償修理を **最大5年間**[※] 受けられます。

※メーカー保証期間2年+3年延長プランの場合

▼購入日	2年	3年	4年	5年
メーカー 保証期間	1年延長プラン ←※2 延長プラン追加申込期間→		有償修理 ※3 延長プラン追加保証不可	
	2年延長プラン ←※2 延長プラン追加申込期間→			
	3年延長プラン			
※1 延長プラン加入申込期間 (2年以内)	1年延長プラン TA031-WE1 ¥108,000	2年延長プラン TA031-WE2 ¥198,000	3年延長プラン TA031-WE3 ¥270,000	
		¥99,000/年 ¥9,000 お得!	¥90,000/年 ¥18,000 お得!	

※1 メーカー保証期間内にご希望の延長プランにご加入ください。
 ※2 延長保証加入後、期間内であれば延長保証に追加加入可能です。
 ※3 延長保証期間を経過すると、延長プランに追加加入は出来ませんのでご注意ください。

高額修理例

液晶画面の故障
¥111,000

測定コイルの故障
¥153,000

■ 以下に該当する場合は保証サービスの対象外となります。ご注意ください。

- ① 構成品の紛失、及び消耗品の交換における各構成品の費用。 ② 落下、分解、その他使用者の故意又は過失による不具合。
 ③ 火災、風水害、地震などの天災及び人災による不具合。 ④ 取扱説明書及び添付文書に記載の使用目的や使用方法を逸脱した行為による不具合。

加入をご希望の方は

眼圧計本体をご購入した販売店様または弊社までお問合せください。



TA031 アイケア IC200 手持眼圧計 延長保証規約

第1条 適用範囲

1. 本規約は、株式会社エムイーテクニカ（以下「当社」という）が提供する『TA031 アイケア IC200 手持眼圧計 延長保証』（以下「本サービス」という）に関する利用条件を規定したものです。お客様は、本規約をよく読み、本規約の内容に同意したうえで本サービスを申し込むものとします。お客様が本サービスをご購入又はご利用の際には、お客様が以下の規約に同意したものとみなします。
2. 本サービスは、日本国内において日本語による以下のサービスを提供します。

第2条 対象製品

本サービスの対象製品は『TA031 アイケア IC200 手持眼圧計』とします。

第3条 料金及び支払方法

1. 本サービスの料金は当社所定の料金表（以下「料金表」という）に記載します。資料1「料金表」をご覧ください。
2. お客様は、本サービスの料金を当社が別途指定した方法又は代理店へ所定の方法で支払うものとします。

第4条 本サービスの申込方法

1. お客様は、本規約を承諾のうえ所定の方法にて申し込むものとします。
2. お客様は、対象製品の購入日から24か月以内又は保証期間が切れる前に申し込むものとします。

第5条 契約の成立と本サービスの開始

1. 本サービスは、お客様が本サービスの申し込みをし、お客様が本サービスの料金の支払を完了させ、当社がそれを確認したときに成立（以下成立した契約を「本契約」という）するものとします。
2. 本サービスの開始は現在の保証期間の終了日を起点日とします。
3. お客様は、申し込み後、当社から依頼があった場合は、当社が指定した期間までに対象製品の保証書の写し又は同等の証を当社に提出するものとします。
4. 契約成立後、当社は保証書を郵送又は電子メール等の電子媒体によりお客様へ送付します。
5. お客様からの申込内容に虚偽があった場合、若しくはお客様から本サービスの料金の支払が指定された期限までに行われない場合等当社が不当と判断した場合は、当社はお客様の本サービスの申し込みを承諾しない場合があります。

第6条 本サービスの内容

1. 故障の修復サービス
対象製品に故障が発生した場合、当社は資料2「保証規定」に準じて修理を行います。
2. 資料2「保証規定」に記載する次の事由に該当する場合は、本サービスの対象とはなりません。
 - ① 構成品の紛失、及び消耗品の交換における各構成品の費用
 - ② 落下、分解、その他使用者の故意又は過失による不具合
 - ③ 取扱説明書及び添付文書に記載の使用目的や使用方法を逸脱した行為による不具合
 - ④ 火災、風水害、地震などの天災及び人災による不具合

第7条 本サービスの利用手順

1. 対象製品に故障又は損傷が発生し、お客様が本サービスを利用する場合、お客様は第25条に定める当社窓口へ連絡をすることにより修理依頼を行うものとします。この際、対象製品のシリアルナンバー及びお客様情報をお伝え頂くものとします。当社にお伝え頂けない場合は、本サービスの提供ができない場合があります。
2. 当社は、対象製品の修理完了後、お客様の指定する場所に対象製品を送付するものとします。なお、送付先は日本国内に限るものとします。
3. 修理依頼時には、お客様のご負担により当社の指定場所まで対象製品をお送り頂くものとします。

第8条 修理品の保管期間

前条第 2 項の定めに従って当社がお客様の指定する場所に修理後の対象製品を送付したにもかかわらず、お客様が当該対象製品を受取らない場合、又は当社が当該対象製品をお預かりした後にお客様が本サービスの実施を取消したにもかかわらず、お客様が当該対象製品を引取らない場合は、当社は当該対象製品をお預かりした日から 6 か月の保管期間の経過をもって、当該対象製品を任意に処分できるものとします。この場合、当社はお客様に対し、当該保管に要した費用及び当該処分に要する費用を請求できるものとします。

第 9 条 遵守事項

1. お客様は、当社が本サービスを提供するにあたり、必要と判断したデータ及び情報等を当社に提供するものとします。
2. お客様は、当社が依頼する問題解決に必要と判断した予防又は修正のための作業を速やかに実施するものとします。
3. 本サービスにより、当社がお客様に提供した情報その他著作物（保証書等を含む）はお客様のみ利用することができるものであり、お客様は、当社の書面による事前の承諾なくしてその情報その他著作物を第三者に開示し、又は利用させないものとします。
4. お客様は、氏名、住所等届出内容に変更があった場合は、速やかに当社へ届け出るものとします。
5. お客様は、対象製品に関する所有権又は使用权を保有する等対象製品を適法に利用していることを当社に対し保証するものとします。
6. お客様は、いかなる理由でも本サービスを利用する権利を第三者に譲渡、貸与、販売しないものとします。
7. お客様は、当社より通知された保証書を自己の責任をもって管理するものとし、その不正使用が行われた場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第 10 条 保証書

1. お客様は、保証書を本契約終了の日まで自己の責任において保管するものとします。
2. お客様は、その如何を問わず保証書を紛失し、又は盗難を受けた（以下「紛失等」という）場合は、速やかに当社に連絡をするものとします。
3. お客様が保証書を紛失等したことによってお客様に損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、お客様が保証書を紛失等した場合であっても、保証書の再発行はしないものとします。

第 11 条 機密保持

当社は本サービスを提供するにあたり、お客様に関する情報について、適切な管理をします。また、本サービスを実施する目的で、第 14 条に定める協力会社を除き、お客様に関する情報を第三者に開示することは一切ありません。

第 12 条 個人情報の取扱い

1. お客様は、当社が本サービスを通じてお客様の個人情報の収集を行い、本サービス提供の目的で第 14 条に定める再委託会社に提供することにあらかじめ承諾するものとします。
2. お客様は、当社が取扱う製品、サービスに関して当社が重要と判断した情報について、当社が郵便又は電子メール、その他の方法によりお客様に提供することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、お客様の登録情報を、当社が必要と判断する期間厳重な管理体制のもとで保持し、個人情報保護法及びその他関係法令、並びに当社個人情報保護方針に則って第三者が登録情報に不正、不当に触れることがないように、合理的な範囲でセキュリティの強化に努めるものとします。
4. お客様は、登録情報及び本サービスを通じて当社が知り得たお客様の個人情報を、当社が以下の各号に定める場合にのみ必要最小限の範囲内で第三者に開示することがあることにご同意いただくものとします。
 - (1) お客様が自ら自己の氏名、住所等その他の個人情報を第三者に開示し、あるいは開示に同意しているとき
 - (2) 収集した個人情報をもとに行う、マーケティング調査等、会員個人が特定できない方法、形式によって第三者に開示、提供するとき
 - (3) 法令の規定に基づいて、裁判所、警察その他の国家機関又はこれに類する機関から個人情報の開示を求められたとき
 - (4) 当社及び当社グループ会社あるいは第三者の生命、健康、財産等を保護するために必要であると当社が合理的に判断したとき
 - (5) その他、サービスの運営に必要なとき

5. お客様が、登録情報の全部又は一部の照会、変更あるいは削除（以下「変更等」という）を希望する場合には、お客様は、第25条に定める窓口に連絡をすることにより、すみやかに当社に対してかかる変更等を届け出て頂くものとします。なお、お客様は、かかる登録情報の変更等の届出が遅れた場合、又は登録情報の削除を依頼された場合、本サービスの全部あるいは一部の提供が不可能となる場合があることをご了承頂くものとします。

第13条 部品交換の所有権

本サービスにより交換した不良部品の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

第14条 業務委託

当社は本サービスの全部又は一部を当社が選定した協力会社へ委託する場合があります。

第15条 測定データの取扱い

1. 対象製品に記憶された測定データは、故障、障害その他の原因にかかわらず、その損失障害については、当社は一切責任を負わないものとします。お客様は、修理をご依頼される際は、お客様ご自身で事前に測定データの記録又は保存を行ってください。対象製品を当社が預かった時点で、測定データは全てお客様においてバックアップされているものとみなします。
2. 修理後の対象製品を返却する際、お客様の測定データ又は当社で検査の為におこなった測定データなどが全て消去されることを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第16条 有効期間

本契約の有効期間は、第5条の起点日から数えた所定の期間とします。所定の期間とは、本サービスへの申し込み、支払がなされた分の期間のことを指します。

第17条 賠償責任

1. 当社の責めに帰すべき事由により、お客様が損害を被った場合には、通常損害の範囲内で、かつお客様が本サービスについて実際に支払った金額を限度として、当社は賠償責任を負うものとします。
2. いかなる場合においても当社は、当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益、対象製品のデータに関する損害並びに第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

第18条 本契約の解除

お客様が次のいずれかに該当する場合は、当社はお客様に対し何らの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を停止又は中止し、本契約の全部又は一部を解除するとともに、当社が被った損害を請求する場合があります。

- (1) 本サービスの申し込み時に、虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合
- (2) 本規約の各条項の一に違反し、相当の期間を定めてした催告後も是正されない場合
- (3) 本サービスの運営を妨げる行為をおこなった場合
- (4) その他、当社が不適切と判断した行為をおこなった場合

第19条 不可抗力

地震、落雷等の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、政府の行為、労働争議等の当社の合理的支配を超える不可抗力又はその他当社の責めに帰すべからざる事由により、当社が本サービスの提供を遅延又は中断した場合、これによりお客様に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第20条 変更

当社は、以下の事項において相当の事由があると認められる場合には、お客様に対する通知により変更できるものとします。

- ① 本規約の内容
- ② 本サービスの料金
- ③ 対象製品

④ 本サービスの内容

第21条 暴力団等の排除

1. お客様が次のいずれかに該当した場合は、当社はなんらの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を停止又は中止し、本契約の全部又は一部を解除するとともに、当社が被った損害をお客様に請求することができるものとします。
 - (1) お客様が暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき
 - (2) お客様が暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為をおこなったとき
 - (3) お客様が自らあるいは第三者を利用して当社に対し、暴力的若しくは威迫的な行為、又は不当に名誉・信用を毀損する行為を行なったとき
2. 当社が前項の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合は、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

第22条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、お客様及び当社は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第23条 管轄裁判所

お客様と当社の間で、本契約に関して訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 途中解約

本契約を途中で解約する場合、お客様は書面により当社に解約を申し出るものとします。但し、一度お客様が支払った本サービスの料金は返還されません。

第25条 当社窓口

当社の窓口は以下の通りです。

株式会社エムイーテクニカ

アイケア担当課

東京 03-5395-4588

大阪 06-6829-7912

営業時間：9:00～18:00（土日祝日及び、臨時休業日、夏季・年末年始休業日を除く）

第26条 協議

本規約に定めていない事項又は条項の解釈について疑義が生じたときは、お客様と当社の間で協議の上円満に解決するものとします。

株式会社エムイーテクニカ
東京都豊島区巢鴨 1-34-4

資料 1 料金表

製品番号	保証期間	料金（税抜）
TA031-WE1	1 年	¥108,000
TA031-WE2	2 年	¥198,000
TA031-WE3	3 年	¥270,000

資料 2 保証規定

通常使用にて万一不具合が発生した場合及びキャリブレーションが必要となった場合は無償にて対応いたします。

以下の場合には保証期間内でも有償となります。

- ① 構成品の紛失、及び消耗品の交換における各構成品代
- ② 落下、分解、その他使用者の故意又は過失による不具合
- ③ 取扱説明書及び添付文書に記載の使用目的や使用方法を逸脱した行為による不具合
- ④ 火災、風水害、地震などの天災及び人災による不具合

iCare 手持眼圧計 延長保証申込書

■お申込日： 年 月 日

■機種:

- ☐ TA031 (IC200)
☐ TA011 (IC100)
☐ TA023 (アイケア HOME2)
☐ TV011 (トノベット Plus)

・眼圧計シリアル番号： _____

■ご加入ご希望延長保証：

- ☐ 1 年延長保証
☐ 2 年延長保証
☐ 3 年延長保証

■延長保証規約確認：延長保証規約をご確認いただきましたか:

- ☐ はい
☐ いいえ

■申込者（お客様名又はご施設様名）：

■連絡先：

・ご住所：

・お電話番号：

■申込者署名： _____

■注意事項：

- 1.延長保証の対象外となる事例（例：故意の破損、誤使用など）については保証対象外となります。
- 2.詳細な規約は別途規約書に記載しております。

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-34-4
株式会社エムイーテクニカ